

S N S等を活用した相談支援事業に係る業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

S N S等を活用した相談支援事業に係る業務委託

(2) 委託内容

別紙1「S N S等を活用した相談支援事業に係る業務委託に関する仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和7年6月30日まで

(4) 相談支援事業実施期間

令和7年4月1日から令和7年6月30日まで

(5) 委託金額の上限

2, 120, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 委託金額については、市会の議決により変動する可能性があります。

2 参加資格

次の（1）又（2）のいずれかに該当し、かつ、過去3年間に他の自治体等においてS N S等を活用した相談支援に関する業務を受託した実績がある者としてします。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されている者

ア 参加申込日から参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

イ 本件プロポーザルに参加しようとする個人、法人の代表者若しくは個人又は法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件プロポーザルに参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

ウ 代表者、役員、又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

エ 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

オ 本事業の主旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。

(2) (1) に該当せず、かつ、次のアからクに掲げる条件を全て満たす者

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 法人税又は所得税及び消費税の滞納がないこと。

エ 京都市の市民税及び固定資産税の滞納がないこと。

オ 京都市の水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと。

カ 法令の規定により、当該営業について、免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。

キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

ク (1) イ、ウ、エ、オに掲げる条件を満たすこと。

3 参加手続

プロポーザルの参加を希望する者は、次のとおり、参加表明書等を郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参することにより提出してください。

(1) 提出期限

令和7年2月28日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送で行うこと。

参加申請書（様式1）は京都市ホームページ上からもダウンロード可能。

(3) 提出場所

「10 問合せ先及び提出先」参照

(4) 必要書類

ア 参加申請者共通

(ア) 参加表明書（様式1）

(イ) 会社概要がわかる書類（パンフレット等）

(ウ) 実績調査

過去3年間に他の自治体においてSNS等を活用した相談支援に関する事務を受託した実績や累計での導入実績自治体数を記載すること。

イ 「3 参加資格」(2)に該当する参加希望者は、以下の書類を合わせて提出すること。

(ア) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）※申請3か月以内に発行されたもの（原本）

(イ) 納税証明書「その3の3」（国税）※申請3か月以内に発行されたもの（原本）

(ウ) 納税証明書（市・府民税、固定資産税）※申請3か月以内に発行されたもの（原本）
（本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする）

(エ) 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（様式2）（本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする）

(オ) 「2 参加資格」(2)カを証明する免許等

(カ) 京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書（様式3）

(5) 参加表明書等の無効

参加表明書等が次に掲げる場合に該当する場合には、参加の対象外とし、電子メールもしくは書面によりその旨を通知します。

ア 「2 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

ウ 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

4 本件に関する質問及び回答

(1) 質問の資格

本要領に対して質問ができるのは参加表明書を提出した者に限ります。

(2) 質問方法

質問は、「10 問合せ先及び提出先」に記載のメールアドレスに、「【プロポーザルの質問】SNS等を活用した相談支援」と件名を記入したうえで、電子メールで提出すること。電話での質問は一切受け付けません。

(3) 提出期限

令和7年3月3日（月）午後5時まで

(4) 回答

提出された質問をとりまとめ、令和7年3月5日（水）までに、参加表明書の提出があった者全員に対して、質問事項及びその回答を電子メールで一斉に通知します。

なお、回答内容については、本要領の追加又は修正とみなします。

5 企画提案書等の提出

企画提案書等は、別紙2「SNS等を活用した相談支援事業に係る業務委託に関する公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき、作成し、郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参により提出してください。

(1) 提出書類

企画提案書と見積書

(2) 提出期限

令和7年3月10日（月）午後5時まで

(3) 提出部数

使用印鑑を押印したもの 1部

使用印鑑を押印しないもの 6部

(4) 提出場所

「10 問合せ先及び提出先」参照

(5) 企画提案書等の無効

企画提案書等が次に掲げる場合に該当する場合には、参加の対象外とし、電子メールもしくは書面によりその旨を通知します。

ア 「2 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

ウ 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 見積金額が記載されていない場合又は記載された見積金額が委託金額の上限価格を超えている場合

6 選定について

(1) 選定方法

選定は本市職員等で構成する審査委員会を設置し審査を行います。選定の対象は、企画提案書等の提出者（無効となったものを除く。以下、「提案者」という。）とし、選定に当たっては、企画提案書等の評価と見積価格の評価を総合的に判断して最も優れた提案があった者を受託候補者に決定します。提案者が1者の場合においても、審査委員会での協議により総合的に評価の高い提案を行ったと判断すれば、受託候補者に決定します。

なお、評価結果が最低基準に満たない場合は、プロポーザルを再度実施することとします。

(2) 評価項目

別表 「京都市SNS等を活用した相談支援事業に係る業務委託に関する選定基準」 参照

(3) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に電子メール及び書面により通知するとともに、本市ホームページに公開します。

7 契約について

(1) 基本事項

受託候補者の選定後、委託内容、契約金額等については受託候補者と協議を行い、合意に達した場合に契約を締結します。受託候補者が、契約内容に合意できない場合は、審査の結果の順位に従って協議を行います。

選定された受託候補者は、業務委託の開始時まで、委託業務の実施方法の詳細について本市と協議のうえ、必要な準備を完了することとします。

受託候補者として選定されてから委託開始までの期間を業務委託準備期間とし、この期間に発生する費用は受託候補者の負担となります。

なお、以下の要件に該当する場合は、選定を取り消します。

ア 応募資格を有すると偽った場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 委託内容経費等について協議不調の場合

(2) 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和7年6月30日（月）

(3) 再委託について

受託候補者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託することはできません。また、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に本市に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し、その承認を得なければなりません。

さらに、その場合、当該再委託先に対し、仕様書に定める受託候補者の義務と同等の義務を負わせるとともに、本市に対して、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うことになります。

(4) 予算不成立の場合

今回の募集については、令和7年度以降の事業の準備行為として実施するものです。今後、本事業に係る予算が成立しなかった場合は、事業を中止することもあります。この場合、本市は、それ

に伴って生じる費用についての補償は一切行いません。

8 留意事項

- (1) この公募において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とします。
- (3) 提出書類に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとします。
- (4) 提出書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しません。ただし委託事業者の決定の公表等に必要な場合には、京都市は書類の内容を無償で利用できるものとします。また、提出書類については、京都市情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。
- (5) 提出書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (6) 提出書類は、明らかな誤字脱字等で本市の承認を得た場合以外で、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けません。
- (7) 提出書類の返却は行いません。
- (8) 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。

9 スケジュール

日程	内容
令和7年2月28日（午後5時まで）	参加表明書受付締切
令和7年3月3日（午後5時まで）	質問受付締切
令和7年3月10日（午後5時まで）	企画提案書受付締切
令和7年3月中旬	受託者決定
令和7年4月1日	業務委託開始

10 問合せ先及び提出先

〒604-8171

京都市中京区烏丸通り御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 母子保健担当（久保、三宅）

電話：075-746-7625 FAX：075-251-1133

メール：kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp

（別表）SNS等を活用した相談支援事業に係る業務委託に関する選定基準

評価項目	評価基準	配点
方針及び基本的な考え方	・本市が掲げる方針を踏まえた提案がされている。 ・委託業務の運営・管理内容が具体的に理解・検討され、それに基づいた考え方が明確かつ現実的に示されている。 ・委託業務の範囲及び内容が具体的に理解・検討され、それに基づいた考え方が示されている。	20

	・委託業務についての改善、品質の向上に関する考え方が示されている。	
実施内容	・円滑に業務を実施できるよう実施方法や手段、時期等が明確に示されている。 ・示された内容、手段、実施時期などを実現するための考え方や手段が具体的に提案されている。 ・委託業務の業務量が具体的に検討され、現実的な体制が示されている。 ・適切な相談対応を行うことのできる専門的な知識を持つ人員及びシステムに精通した人員等の確保が提案されている。 ※ 医療相談ではないため、相談者の職種による加算はない。 ・研修等を行い、職員の専門性の向上に努めている。 ・委託業務の実施に係る運営上生じる問題やリスクが検討され、危機管理（未然の防止や事象発生後の適切な対応及び再発防止の措置を含む。）を踏まえた提案がされている。 ・業務の遂行にあたって、労働基準法や最低賃金法等の労働法規が遵守されている。 ・その他、上記以外で追加提案がされている。 ・同一業務や類似のSNS相談支援業務の経験実績、実施歴等が示されている。	40
個人情報等の保護について	・個人情報（特定個人情報を含む。）の取扱いに係る考え方が明確かつ適切であり、実現するための手段が具体的に提案されている。 ・危機管理（未然の防止や、事象発生後の適切な対応及び再発防止の措置を含む。）を踏まえ、具体的かつ現実的な個人情報の取扱いが検討され、示されている。 ・その他、上記以外で追加提案がされている。	20
費用見積額	・より安価な見積額を提示した提案者を評価する。	30
合計		110

※ 最低選定基準点は198点（(満点の6割)×審査員数）とし、当該基準を上回った者の中から選定する。